

# 総務委員会会議録

令和4年9月16日(金)  
(開 会) 10:00  
(閉 会) 10:40

## 【 案 件 】

1. 議案第70号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)
2. 議案第71号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例
3. 議案第72号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第73号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例

## 【 報告事項 】

1. 工事請負契約について

---

### ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第70号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。  
執行部の補足説明を求めます。

### ○財政課長

「議案第70号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)」についてご説明いたします。

「議案第70号」と表示しております補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、補助事業関連経費及び、早急に執行すべき経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に2億2403万5千円を追加して、832億5610万6千円にするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金、県支出金につきましては、歳出に計上しております事業の財源として補正するものでございます。繰入金、繰入金では、今回の補正予算の財源調整として1億5920万4千円を追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、文書広報費の情報発信力強化事業費につきましては、公式SNSであるLINEについて、機能を拡張し利便性を向上させることで、行政情報の発信力の強化、フォロワーの増加を図るため241万6千円を計上するものでございます。

民生費、児童措置費の保育所等給食費支援事業費につきましては、県の補助制度を活用して、給食費を上げずに給食の提供を継続している市内私立保育所等に対し支援をするため、2390万2千円を計上するものでございます。

5ページをお願いいたします。衛生費、予防費の地域外来検査センター運営費補助事業費につきましては、地域外来検査センターの運営において、県の補助制度の対象外となる経費について、飯塚市、嘉麻市、桂川町で受検者割合に応じて補助するため、308万6千円を計上するものでございます。

農林水産業費、農業振興費の女性認定農業者育成事業費につきましては、県の補助制度を活用して、女性の認定農業者の育成を目的に新たな生産品目を導入する際の施設、作業機械、資材を整備する経費を補助するため、100万円を計上し、畜産業費の地域畜産農政振興対策事業費につきましては、県の補助制度を活用して、博多和牛の繁殖雌牛導入経費の補助及び畜産飼料の生産機械導入経費の補助をするため、953万6千円を追加するものでございます。

土木費、土木総務費の住宅取得移住奨励事業費につきましては、当該補助金の活用が見込みよりも多く、予算不足が生じているため、1億1160万9千円を追加するものでございます。

6 ページをお願いいたします。都市計画費、都市計画総務費の飯塚駅周辺整備事業費につきましては、令和3年度に測量した際に境界協議が整わなかった部分について、測量できる条件が整ったため、1175万5千円を追加するものでございます。

教育費、社会教育総務費のグローバル人材育成研修事業費では、研修生を含む参加者の出国前の新型コロナウイルス感染症の検査費用及び、燃油サーチャージ料の高騰に対応した保険料の見直し費用として4万7千円を追加するものでございます。

債務負担行為では、グローバル人材育成研修事業委託料について、燃油サーチャージ料の高騰による航空運賃の増加に対応するため、限度額を変更するものでございます。

7 ページ以降に今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付いたしております。このうち10ページの基金状況表をお願いいたします。令和3年度末残高については、決算状況を反映し、令和4年度中増減見込みの欄は、予算に合わせ記載いたしておりますが、このうち財政調整基金及び減債基金の新規積立て欄には、地方自治法、地方財政法の規定により、令和3年度決算における剰余金の2分の1を下らない額を令和4年度で積立てした額、それぞれ8億4424万3千円を記載いたしております。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

1点だけ、お聞きしたいんですけども、5ページの土木費、土木総務費の定住化促進事業費、説明では当初の予算よりも多くの方が転入してこられるから増額補正という説明でございましたけれども、ちなみに今どのくらいの方が、この補助金を活用されて転入されているのか、その件数を教えてください。

○建設政策課長補佐

それではお答えいたします。本事業につきましては、令和2年度より開始した事業でございます。令和2年度の、まずは実績から申しますと、交付件数ということで、違うところでしたね。今年度、58件の方が入ってきているような形になっております。

○田中裕委員

これは、筑豊圏域外からの転入者が対象ということでございますので、ですから58件の方ということは、やはりそれだけ人口も増えるということで非常にうれしい話なんですけれども、ちなみに58件でしたか、どちらからの転入者が一番多いんでしょうか。

○建設政策課長補佐

令和4年度の現時点での実績でおきましては、交付件数58件のうち県内各地からの移住が48件、それから県外からの移住が10件となっております。県内各地からの移住48件のうち、福岡市内からが11件、糟屋郡からが16件というふうに、多い順ではそういうふうになっております。

○田中裕委員

ごめんなさい、1億1160万9千円の増額、1億8163万7千円になりますが、ちなみに今年度大体このペースでいきますと、大体どのくらいの方が転入されると見込まれているのか。ちょっと計算すればすぐ分かるんですけど、お願いします。

○建設政策課長補佐

今回の補正予算につきましては、今年度中につきましては申請件数が164件を見込んできているような形になっております。最終的にはそれに世帯数が、世帯の人数が入ってきますので、それなりの人数が入ってくるかというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

「議案第70号 一般会計補正予算（第5号）」について、全般的にお聞きします。まず総務費の電算管理費において、デジタル・トランスフォーメーション推進事業費が増加しているが、本市が実施しているデジタル・トランスフォーメーションにかかる業務は、どのようなものがあるのか、教えてください。

○業務改善・DX推進課長

令和2年12月25日に策定されました総務省の自治体DX推進計画におきましては、DX推進のための取組を実施するに当たり、組織体制の整備やデジタル人材の確保、育成の必要性が示されておるところでございます。

また、重点取組事項として、情報システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI、RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底が示されており、併せて取り組むべき事項として、地域社会のデジタル化、デジタルデバйд対策などの必要性も示されているところでございます。

本市におきまして、デジタル・トランスフォーメーションを推進するに当たり、まずはデジタルを生かした改革、改善意識の高揚と各部局におけるDX推進人材の育成を目指しまして、研修会や先進地視察を実施しているところでございます。

また、実際のデジタル化に関するところでは、マイナンバーカードの普及促進について、市民課によるマイナンバーカードの休日申請、受け取り、また、住民票や税証明などのコンビニ交付に取り組んでおりますが、さらなる普及促進に向け、オンライン申請を含めたマイナンバーカードの利活用の推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。テレワークにつきましては、内部情報系ネットワークに庁外から接続できる仕組みを導入して運用しておりまして、インターネット環境では、事業者や県、国とのウェブ会議にも対応しているところでございます。

AI、いわゆる人工知能やRPA、こちらはソフトウェアロボットを使ったパソコン作業の自動化でございますけれども、こちらについても実証的に活用しておりますが、今後、業務の見直しや改革と併せた活用を推進していく必要があると考えておるところでございます。また、本年度、ソフトバンク株式会社との公民連携による出張スマホ教室を開催いたしまして、デジタルデバйд対策にも取り組んでいるところでございますが、このデジタルデバйд対策につきましては、本市のデジタル化を推進する上で、今後も継続、強化していく必要があるものと考えております。

今後は、業務の可視化を進め無駄な業務プロセスの廃止、改善や組替え、窓口業務の包括的外部委託やデジタル技術を複合的に活用したデジタル・トランスフォーメーションに取り組み、市民の利便性の向上や業務の効率化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○深町委員

次に、他市の先進的な取組を視察し、とありますが、こういったものの視察を行い、また本市の業務に反映させていくと考えておられるんですか。

○業務改善・DX推進課長

具体的には、アプリを活用した認知症予防の取組や、窓口申請における書類記入時間短縮などの先進的な取組について、視察を行いまして、導入の検討や導入した際の運用上の課題解決などに役立てたいと考えているところでございます。なお、先ほどご答弁いたしましたとおり、本市のデジタル化を推進するためにはDX推進人材の育成が必要であることから、最新のデジタル技術を活用した業務改革等の展示会への参加なども計画しているところでございます。また、庁内で利用し、一部を窓口で公開をしておりますGIS、地理情報システムになりますけれども、こちらについて市民や事業者の利便性の向上、また業務の効率化、省力化を目指しまして、統合型への移行やインターネット上への公開を検討するとともに、導入や運用における課題を解決するため、先進地視察の旅費を計上させていただいているところでございます。

○深町委員

次に、同僚議員からありましたけど、土木総務費ですね。住宅取得移住奨励事業費が増加していますが、いつの時点で、この予算が不足する見込みとなったのでしょうか。

○建設政策課長補佐

住宅取得移住奨励補助金につきましては、本年4月1日より交付申請の受け付けを開始しましたところ、年度当初から予想を上回る多くの申請がありましたことで、6月22日時点で受け付け件数は、令和3年度の交付実績件数であります58件に達し、そのことで現在交付申請の受け付けを一旦停止しているところでございます。

○深町委員

次に、この予算が足りないため補助金の申請を保留しているということですが、もしそうなった方がおられれば、この補正予算が可決すれば、この補助金の申請はできるのでしょうか。お答えください。

○建設政策課長補佐

交付申請受け付けの一旦停止以降、現在までに補助金交付申請についてのご相談がありました件数につきましては、22世帯の方がおられます。これらの方につきましては、今回の補正予算が可決となりましたら、補助金の申請は可能でございます。

○深町委員

最後に、この補助金が足りなくなった要因です。どのように考えているのか、お答えください。

○建設政策課長補佐

今年度の当初予算につきましては、令和3年度の申請件数、実績等を勘案いたしまして、交付件数65件、加算対象人数を50人と見込みまして、予算編成をしておりましたが、先ほど申し上げましたとおり年度当初より予想を上回る多くの申請がございましたことが、要因だと考えております。また、大分小学校跡地をはじめ、小中一貫校穂波東校周辺など、市内に新たな住宅地開発が各所で進んでいることに加えまして、本移住奨励事業創設後、本年で3年目を迎えましたことで制度広報等の周知、理解が広がったものと捉えており、申請件数が増加したものと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第70号 令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:17

再 開 10:18

委員会を再開いたします。

次に、「議案第71号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第71号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書 5 ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、育児休業の取得促進に伴い、適切な定数管理を行うため、定数外と規定する職員に育児休業中の職員を加えるものでございます。

6 ページをお願いいたします。このたびの改正は、条例第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号を 1 号ずつ繰り下げまして、第 2 号に育児休業中の職員を加えるものであります。これまで育児休業中の職員は定数内としておりましたが、当該職員を定数外とすることで、育児休業取得職員が配属されている部署に在籍したまま、新たに職員を配置することが可能となるものでございます。このことによりまして、育児休業取得時の職員の業務に対する心配を軽減できるものと考えております。育児休業の取得がさらに促進されるものと考えております。なお、施行日は令和 5 年 4 月 1 日といたしております。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○深町委員

育児休業の取得促進に伴い適切な定数管理を行うため、定数外の職員に育児休業中の職員を加えるとありますが、現在の定数はどのくらいあって、定数外の職員に育児休業中の職員を加えることで、どのような効果が生まれると考えておられるのでしょうか。お答えください。

○人事課長

現在、「飯塚市職員定数条例」で定めております事務部局ごとの職員の定数は、議会が 10 人、市長部局が 787 人、選挙管理委員会が 2 人、監査委員会が 6 人、教育委員会が 87 人、公平委員会が 2 人、農業委員会が 5 人、企業局が 53 人で合計 952 人となっております。また、令和 4 年 9 月時点での育児休業を取得している正規職員は 21 名でございまして、職員が育児休業を取得した場合、おおむね 1 年から上限 3 年の間で申請がなされております。

現在、職員が育児休業した場合、当該職員は定数内でありますことから、正規職員を配置することができませんので、生じた欠員に対しましては、欠員代替職員として、休業の期間中、会計年度任用職員を任用しておりますが、会計年度任用職員に担っていただく業務には限りがございます。所属内の正規の事務分担を再度見直しまして、各業務を遂行しておるとというのが現状でございます。したがって、育児休業を取得する職員がいる職場におきましては、ほかの所属職員の業務量が増加しているということも現状でございます。

このたび条例改正をいたしますと、育児休業中並びに復職した当該年度は定数外となりますので、育児休業取得、復職を考慮した正規職員の採用、また人事異動も可能となり、正規職員の配置を行うことが可能となります。これによりまして、育児休業を取得すれば、職場に負担をかけるという心配事が解決され、育児休業取得の促進、また職場の負担軽減につながるという効果があるものと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 71 号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 72 号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第72号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書7ページをお願いいたします。本条例案は、令和3年8月10日付で人事院総裁から、衆議院議長及び参議院議長並びに内閣総理大臣宛てに発出されました「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について」の意見の申出の骨子のうち、育児休業の取得回数の緩和、これは具体的に申しますと1回から2回というふうが増えております。及び、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に係る事項について、人事院規則及び人事院規則運用が改正され、令和4年10月1日から施行されることとなりましたので、本条例を改正するものでございます。

改正内容につきまして、8ページの改正表により、主なものをご説明申し上げます。表の左側でございます改正後の規定、第2条第3号（ア）では、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、任期が満了すること、及び引き続いて、任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない場合で、非常勤職員の子の出産後、子どもの出産です、8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子どもが1歳6か月に達する日までと規定をしていたものを子どもの誕生日から起算して8週間と6月期を経過するまでということと緩和をするものでございます。また第2条の3第3号では、非常勤職員の育児休業対象期間の上限を子どもが1歳6か月に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備しようとするものでございます。第2条の4では、当該子どもの養育の事情を考慮して、特に必要と認める場合として、非常勤の育児休業の対象期間の上限を子どもが2歳に達する日とする要件について、第2条の3第3号の改正と同様の措置を講ずるため、規定の整備を行おうとするものでございます。以上簡単ではございますが、「議案第72号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○深町委員

令和4年1月の定例会において、「飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」議案が提出され、可決しましたが、今回の同条例の改正とはどこが異なるのか教えてください。

○人事課長

令和4年第1回定例会に提案いたしました「飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」におきましては、育児休業をすることができない非常勤職員のうち、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上必要であった要件を廃止するとともに、職員から妊娠または出産等の申出があった場合に、当該制度の説明や育児休業の取得請求に係る職員の意向を確認するための面談の実施、育児休業を申出たことを理由に、不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないこと。育児休業の承認請求が円滑に行われるよう、職員に育児休業に関する研修を実施することや、相談体制の整備等について条例改正を行っております。

今回提出しております条例においては、任用期間が満了することが明らかでない場合で、非常勤職員が子どもの出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子どもが1歳6か月に達する日までとなっておりますが、子どもの誕生日から起算し、8週間と6月を経過するまでと緩和をいたしております。また、非常勤職員について、子どもが1歳から1歳6か月までの間、保育園に入園できない等の特別な事情がある場合には、1歳から2歳までの間となりますが、この間夫婦交代で育児休業を取得することが可能とするなどの改正となっております。

○深町委員

今回提案している条例をもう少し詳しく説明をお願いしたいんですが。

○人事課長

先ほどの答弁と重なる部分あるかと思いますが、非常勤職員が子どもの出生後、8週間以内に育児休業をしようとする場合の緩和につきましては、その承認請求時点において、子どもが1歳6か月に達する日まで、雇用関係が終了することが明らかでないことが必要でありましたけれども、この期間が子どもの誕生日から起算して8週間と6か月を経過するまでということに改正がなされております。したがって、雇用期間に係る要件が短縮されますので、従来よりも幅広く育児休業の取得が可能となります。また、非常勤職員の子どもの1歳以降の育児休業の取得の柔軟化につきましては、育児休業の開始は、1歳または1歳6か月到達日の翌日、この2つに限定されておりましたが、今回の改正によりまして、1歳または1歳6か月の子の時点に限らず、夫婦交代で育児休業の取得が可能となるものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第72号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第73号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

「議案第73号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。この議案につきましては、市税や保険料、使用料等に関して、納期限までに納付しない者がいるときに、期限を指定して督促状を発送した際の督促手数料を徴収する規定の廃止に関するもので、改正内容が全て同じであることから、飯塚市税条例ほか13条例を一括して一部改正を行うものでございます。

まず、督促手数料の概要におきまして、市民税を例で説明させていただきます。地方税法第329条におきまして、納税者が納期限までに市民税を完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないとして、市の督促の義務を規定しております。また、次条第330条では、督促状を発した場合には、市の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができるとして、督促手数料を徴収するかしないかの判断は、市の裁量に委ねられております。この地方税法の規定を踏まえて、市税条例第21条において、督促状1通につき手数料100円を徴収することを義務づけているものでございます。

次に、条例改正に至った経緯、背景等につきまして説明させていただきます。1つ目として、令和5年度より地方税の一部について、統一QRコードの導入が義務化されることに伴い、延滞金に関わる納付書は別途発行することを基本とするの方針が国から示されたため、督促手数料を徴収するためには、別途納付書を発送する等の事務負担及び経費がかかることにもなります。

2つ目としましては、コンビニ、スマホ収納においては、納付書のバーコード情報を読み取り、印刷された額面どおりの収納を行います。督促手数料が納付期限の20日以降に追加で発生することから、コンビニ、スマホの取扱い期限を納期限までと設定しておりますので、納期限を過ぎますとコンビニ及びスマホでの収納ができなくなるため、市役所への来庁または金

融機関での納付をお願いしており、納付者の方にはご不便をおかけしておりました。その他納付通知書の未到達等、手数料徴収に伴うトラブルが多く発生していることから、さらには金融機関からの督促手数料加算の有無確認や市民からの問合せの電話、窓口対応業務に多くの時間を費やしている状況でございます。このような状況を解消するために、督促手数料を廃止することにより、手数料を廃止しなかった場合に督促手数料徴収のために、新たに納付書を発送する等の経費を削減する、またコンビニ、スマホの取扱い期限の設定を延長して、コンビニ、スマホ収納が可能な期間を拡大することにより、納付者の利便性向上を図ることと、さらには、督促手数料徴収に関わるトラブル防止や金融機関窓口業務の簡素化を図ろうとするものでございます。このように今回の条例改正につきましては、納付者が納付しやすい環境づくりの一環であり、引き続き口座振替を第一としつつも、コンビニ収納やスマホ収納、デジタル収納サービスによる納付を推進する方針でありますので、さらなる納付者の利便性向上を目指すために条例改正を行うものでございます。

それでは各条例改正の内容におきまして、新旧対照表により進めさせていただきます。議案書の18ページから25ページまでとなっております。市税条例をはじめといたしまして、行政財産使用料条例、介護保険条例、後期高齢者医療に関する条例、汚水処理施設条例、農業集落排水処理施設条例、都市公園条例、公園条例、道路占用料条例、準用河川及び法定外公共物占用料条例、市営住宅条例、水道事業給水条例、工業用水道条例、下水道条例の全14条例につきましては、各条例の督促手数料の徴収や、金額100円に関する規定の削除及び関係条文の修正等の対応を行っております。なおこの条例改正は、令和5年4月1日から施行するものとし、経過措置とし、施行前に発送した督促状に係る督促手数料については、従前の例によるしております。以上簡単ではありますが、「飯塚市税条例等の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第73号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負契約について」、報告を求めます。

#### ○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、御手元の資料によりご報告いたします。

今回ご報告いたします工事は、旧目尾小学校屋内運動場改修工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内建築一式工事のS等級及びI等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。旧目尾小学校屋内運動場改修工事につきましては、8者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2606万円、落札率95.5%で、大和興業株式会社が落札しております。なお、

本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式により落札者を決定いたしております。  
以上、「工事請負契約について」のご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

これもちまして総務委員会を閉会いたします。